



愛媛県報

令和7年12月2日火曜日 第667号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

- 県営土地改良事業の換地処分 (農地整備課) ... 955
- 保安林の指定 (森林整備課) ... 955
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (東予地方局地域福祉課) ... 955
- 指定障害児通所支援事業の廃止 (...) ... 955

告 示

○愛媛県告示第1030号

令和7年11月18日県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）上浦地区井口換地区の換地計画に基づく換地処分を行つたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1031号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年12月2日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

西条市早川字カヤカケ2443の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1032号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和7年12月2日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200589	株式会社サンショウ	愛媛県今治市湊町一丁目1番21号	越智 優一	児童発達支援	多機能型事業所 マハロ	愛媛県今治市旭町3丁目4-13	令和7年10月1日
3850200589	株式会社サンショウ	愛媛県今治市湊町一丁目1番21号	越智 優一	放課後等デイサービス	多機能型事業所 マハロ	愛媛県今治市旭町3丁目4-13	令和7年10月1日

○愛媛県告示第1033号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年12月2日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200571	志エンボディ合同会社	愛媛県松山市山越2丁目1-28 NPO法人志リレーションラボ内	苅田 知則	児童発達支援	多機能型事業所 コーラルいまばり	愛媛県今治市旭町3丁目4-13	令和7年9月30日
3850200571	志エンボディ合同会社	愛媛県松山市山越2丁目1-28 NPO法人志リレーションラボ内	苅田 知則	放課後等デイサービス	多機能型事業所 コーラルいまばり	愛媛県今治市旭町3丁目4-13	令和7年9月30日